

3-30 防災ヘリコプター出動要請計画

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県

岩手県知事 増 田 寛 也

盛岡市

盛岡市長 桑 島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右ヱ門

大船渡市

大船渡市長 甘 竹 勝 郎

水沢市

水沢市長 後 藤 農

花巻市

花巻市長 渡 邊 勉

北上市			
北上市長	高	橋 盛 吉	
久慈市			
久慈市長	久	慈 義 昭	
遠野市			
遠野市長	菊	池 正	
一関市			
一関市長	佐々木	一 朗	
陸前高田市			
陸前高田市長	菅	野 俊 吾	
釜石市			
釜石市長	野	田 武 義	
江刺市			
江刺市長	及	川 勉	
二戸市			
二戸市長	小	原 豊 明	
雫石町			
雫石町長	川	口 善 彌	
葛巻町			
葛巻町長	遠	藤 治 夫	
岩手町			
岩手町長	田	中 幸 平	
西根町			
西根町長	工	藤 勝 治	
滝沢村			
滝沢村長	柳	村 純 一	
松尾村			
松尾村長	佐々木	正四郎	
玉山村			
玉山村長	工	藤 久 徳	
紫波町			
紫波町長	鷹	木 壯 光	
矢巾町			
矢巾町長	高	橋 隆 三	
大迫町			
大迫町長	畠	敏	

石鳥谷町			
石鳥谷町長	大	竹	義文
東和町			
東和町長	小	原	秀夫
湯田町			
湯田町長	菅	原	信夫
沢内村			
沢内村長	内	記	正志
金ヶ崎町			
金ヶ崎町長	高	橋	紀雄
前沢町			
前沢町長	鈴	木	一司
衣川村			
衣川村長	佐	々木	秀康
花泉町			
花泉町長	小	野寺	亮助
平泉町			
平泉町長	穂	積	昭慈
大東町			
大東町長職務代理者			
大東町助役	伊	東	一和
藤沢町			
藤沢町長	佐	藤	守
千厩町			
千厩町長	藤	野	光男
東山町			
東山町長	松	川	誠
室根村			
室根村長	名	取	渉
川崎村			
川崎村長	千	葉	莊
住田町			
住田町長	菅	野	剛
三陸町			
三陸町長	佐	々木	菊夫

大槌町				
大槌町長	黒	澤	友	吉
宮守村				
宮守村長	照	井	春	雄
田老町				
田老町長	竹	花	達	雄
山田町				
山田町長	黒	澤		孝
岩泉町				
岩泉町長	八重樫	協		二
田野畑村				
田野畑村長	早	野	仙	平
普代村				
普代村長	岩	澤	義	雄
新里村				
新里村長	山	口	通	男
川井村				
川井村長	原			眞
軽米町				
軽米町長	平		澄	芳
種市町				
種市町長	関	根	重	男
野田村				
野田村長	中	川	正	勝
山形村				
山形村長	小笠原			寛
大野村				
大野村長	柏	木	幸	夫
浄法寺町				
浄法寺町長	砂子田	一		男
安代町				
安代町長	北	舘	義	一
一戸町				
一戸町長	稲	葉		暉
盛岡地区広域行政事務組合管理者				
盛岡市長	桑	島		博

胆沢地区消防組合管理者

水沢市長 後藤 晨

両盤地区消防組合管理者

一関市長 佐々木 一朗

久慈地区広域行政事務組合管理者

久慈市長 久慈 義昭

遠野地区消防事務組合管理者

遠野市長 菊池 正

宮古地区広域行政組合管理者

宮古市長 菊池 長右門

花巻地区消防事務組合管理者

花巻市長 渡邊 勉

北上地区消防組合管理者

北上市長 高橋 盛吉

二戸地区広域行政事務組合管理者

二戸市長 小原 豊明

3-30-2 回転翼航空機（NPO 法人ヘリコプター）の利活用に関する協定

住田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 All Round Helicopter（以下「乙」という。）は、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）の利活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、乙が運航するヘリコプターの特性が十分に発揮される場面において利活用することにより、防災、災害対応、その他地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 前条に定めるヘリコプターの利活用とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害対応に関する準備及び訓練の実施を含む防災活動に関する事項
- (2) 災害発生時における、上空からの被災状況の確認等を含む初動調査及び支援物資輸送に関する事項
- (3) 前述の事項において、甲が必要と認める警察・消防との連携に関する事項
- (4) その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

（実施場所）

第3条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の実施場所については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（安全運航への協力）

第4条 甲と乙は、ヘリコプターの運航に関して、必要な安全対策を常に講じるとともに、相互協力により安全運航に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の経費については、乙が負担するものとする。ただし、それによりがたい場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第6条 本協定に定めるヘリコプターの利活用において、運航中に発生した損害（ヘリコプターの運航に起因するものに限る。）については、乙がその責任を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙からの何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(他の協定との関係)

第8条 本協定は、甲が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

住田町

代表者 住田町長 多田 欣一

乙 栃木県足利市八幡町214番地4

特定非営利活動法人 All Round Helicopter

代表者 代表理事 高橋 雅之